

令和3年6月20日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

# 防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

## 目 次

I	新型コロナウイルス感染症に係る取組.....	1
---	------------------------	---

別添資料 6月21日以降の対応について

## I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の実施方針のとりまとめ、措置の実施などの対応を行った。令和3年5月31日の防災警察常任委員会以降の主な取組は、次のとおりである。

### 1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	主な内容
6月18日	6月21日以降の対応について協議

### 2 まん延防止等重点措置の再延長に伴う対応

令和3年6月17日、特措法第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の延長の公示を受けた。

#### (1) 措置を延長する期間

令和3年6月21日～7月11日

#### (2) 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市（6市）

#### (3) 延長に伴う措置の主な内容

##### ア 飲食店等への時短要請

措置区域：5時から20時

（酒類の提供は11時から19時）

その他区域：5時から21時

（酒類の提供は11時から20時）

酒類提供の要件：酒類提供店舗の滞在時間（90分以内）

人数制限（1組4人以内）

感染防止対策の基本4項目の遵守

①アクリル板等の設置 ②手指消毒の徹底

③マスク着用の推奨 ④換気の徹底

##### イ 大規模集客施設への営業時間短縮等

措置区域(1,000㎡超)：20時までの要請（イベント開催時は21時まで）

措置区域(1,000㎡以下)：20時までの働きかけ（イベント開催時は21時まで）

その他区域(規模不問)：21時までの働きかけ

### 3 要請に応じない飲食店等への対応

措置区域内において、時短要請に応じない飲食店等187店舗に対して、個別に要請を重ねたが、なお応じない81店舗に対して、弁明の機会を付与したうえで、特措法第31条の6第3項に基づき営業時間の短縮を命令する文書を送付した。